

## 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)」への御意見について

- 1 実施の方法                   パブリックコメント
- 2 実施期間                   平成29年9月21日(木)から10月25日(水)まで
- 3 意見提出者及び件数       意見提出者135名(延べ282件)
- 4 結果

| 区 分                                  | 人数  |
|--------------------------------------|-----|
| 継続に賛成又は継続を前提とした御意見をお寄せいただいた方         | 117 |
| 継続に反対の意思を表明された方                      | 9   |
| 御質問や御意見をお寄せいただいた方(賛成・反対の区分に分けられない内容) | 9   |
| 計                                    | 135 |

お寄せいただいた御意見に対する県の考え方については、【整理表】のとおりです。

### 【整理表】

|  | (ページ) |
|--|-------|
| 1 継続に賛成又は継続を前提とした御意見                       |       |
| (1) 森林税の継続に賛成の意思表示                         | 1     |
| (2) 健全な森林の育成及び森林整備の継続的な実施が必要とする御意見         | 2     |
| (3) 用途に関する御意見                              | 2～13  |
| (4) 森林税活用事業の運用等の改善に対する御意見                  | 14～15 |
| 2 継続に反対の意思を表明された方の御意見                      | 16～17 |
| 3 御質問や御意見をお寄せいただいた方(賛成・反対の区分に分けられない内容)の御意見 | 18～20 |

【整理表】

お寄せいただいた御意見に対する県の考え方

1 継続に賛成又は継続を前提とした御意見

(1) 森林税の継続に賛成の意思表示

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| 継続に賛成する。使いやすい制度にして欲しい。  | <p>県土の8割を占める森林は、災害の防止や水源の涵養など、多面的な機能を有する県民共通の貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが重要です。</p> <p>また、このような森林の機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が必要です。</p> <p>県内の里山には、約3万6千haの森林が未整備のまま残る見通しとなっており、県民の生命、財産を守るための防災・減災の視点での森林整備や、森林管理が行き届かなくなっている里山における住民協働による森林整備は、先送りのできない喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした森林整備を進めるため、平成30年度以降も森林税の継続が必要と考えています。</p> |
| 所有形態が零細、所有者不明、境界が曖昧という理由で整備が進まない森林を森林税で整備することに賛成。                                 |  |
| 森林税は賛成だが、大北森林組合問題や松枯れ対策の不足の指摘もあり、理解していただく努力が必要。                                   |  |
| 安心・安全に暮らせる県土の保全のためにも、県民、県内企業が応分な負担をすることに賛成。                                       |  |
| 森林税に賛成。皆伐後の植林、下刈り等5年間程度の保育に活用できるようにして欲しい。   |  |
| 県土の8割を占める森林の健全な育成を図るためには、適正な整備は欠かせず、県民生活における森林の恩恵は欠かせないものであり、引き続き施策が継続できる予算措置が必要。 |  |
| 防災に役立つ森林づくりに賛成。500円の負担で長野県の森林が良くなることに反対の理由はない。                                    |  |
| 森林による地域づくりは欠かせなく、森林税の継続に賛成。   |  |
| 森林税の継続を希望する。  |  |
| 山が暮らしの豊かさや安全を守ってくれる。その山をよりよくするために活用されるのなら森林税の継続に賛成。                               |  |
| 次の世代に負担をかけない山づくり、頑張っている市町村の取組を応援して欲しい。森林税を更に延長し、安心安全な集落の暮らしを次の世代に引き継いで欲しい。        |  |
| 豊かな森林を守り育てることが必要であり、森林整備に使える税金を確保し、県や市町村が活用できるようにして欲しい。                           |  |
| 県民全体の社会資本である広大な森林を維持管理していくために、森林所有者の負担だけでは維持していけないと思う。引き続きの課税に賛成。                 |  |
| 長野県の森林を守り、発展させるためには、森林税が必要。   |  |
| 森林から県民1人当たり140万円以上の恩恵を受けている森林税は継続して欲しい。   |  |
| 是非継続して使いやすく県民の目に留まる事業に活用して欲しい。  |  |
| 私たちの暮らしに森林の働きは欠かすことができないことから、森林税を継続し、森林を守り育てて欲しい。                                 |  |
| 税率、実施期間については同意する。   |  |
| 森林税の継続を強く要望する。  |  |
| 間伐など森林にとって必要な手入れや整備に森林税を継続し活用すべき。   |  |
| 森林の公益的機能の恵みは森林整備による副次的なものであり、森林税は継続すべき。   |  |
| 荒廃森林の整備が急務であり、森林税の継続が必要。  |  |
| 私の住む地域では、森林税による間伐作業が進み、大変ありがたい。今後も継続して欲しい。  |  |

(2)健全な森林の育成及び森林整備の継続的な実施が必要とする御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 防災や水源保全という公益的側面を考慮しても、よく手入れされた森林の存在は大変重要。森林の間伐作業は山を守るために必要。                              | 森林の災害防止機能や水源涵養機能等の多面的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が必要です。  |
| 県の豊かな自然(森林)を維持していくことには適切な管理が必要。引き続き、県独自の森林整備をお願いしたい。                                     | 県内の里山には、約3万6千haの森林が未整備のまま残る見通しとなっており、県民の生命、財産を守るための防災・減災の視点での森林整備や、森林管理が行き届かなくなっている里山における住民協働による森林整備は、先送りのできない喫緊の課題となっています。              |
| 台風や異常気象による多雨等によって、土砂災害も起きかねない状況。治山・森林整備は、山国信州にとって重要課題。                                   | こうした森林整備を進めるため、平成30年度以降も森林税の継続が必要と考えています。  |
| 手入れがされていない山がたくさんあり、もっと林業が活発になればいい。森林整備を進めて欲しい。   | 次の5年間では、防災・減災のために必要不可欠な里山概ね5,700ha程度の間伐に取り組むとともに、「里山整備利用地域」における地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用を図ることとし、約150地域で概ね1,500～2,250ha程度の間伐に取り組むこととしています。 |
| 目標に到達していない以上、間伐等は今後も集中的に行うべき。  |  |
| 現在の森林は、森林所有者が苦勞して維持されてきたもの。森林は個人財産の性格だけでなく、公共財産としての性格も有するため、森林税を活用して所有者の負担を軽減することは重要である。 |  |
| 長野県の山がきれい自然豊かな山になって欲しい。  |  |
| 森林税による「取り組み」の一番の目的は間伐の推進である。   |  |
| 健全な森林を形成するためには、まず整備が必要とされる所有者に十分な支援が届く必要がある。自分の山の整備をするときに手伝ってくれる人がいればありがたい。              |  |
| 現場により多く投下する事業として欲しい。   |  |
| 近年松くい虫の被害にあった山や手入れのされていない山がたくさん目につくようになったが、森林税で長野県の森林が保たれればいいと思う。                        |  |
| 未整備で残っている森林について、次期で実施できない分はどのようにするのか。  |  |

(3)用途に関する御意見

ア 所有者負担を伴わない実施方法及び公有林化を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等                              | 県の考え方   |
|---------------------------------------|---|
| 所有者が分からない森林は県有林として組み入れられるような政策がとれないか。 | 今後の里山の森林管理については、意欲と技術を有する者が担うことが望ましいと考えていますが、併せて、地域が協働して森林づくりを支える仕組みが重要と考えています。                               |
| 特に重要な水源林は、市町村ではなく、県が買収し、県有林化すべき。      | また、県又は市町村による公有林化については、所有権が法律で保護されていることから、県等が主導して所有権を移転することは現状では困難ですが、将来的には公的な施業の実施や管理のあり方も研究していく必要があると考えています。 |
| 防災・減災の里山整備については、県の直営事業として実施すべき。       | なお、水源涵養等の公益的機能を高度に発揮すべき森林を法に基づいて管理・保全する保安林制度等の既存制度も含めて総合的に森林の整備・保全を推進してまいります。                                 |

イ 所有者不明又は境界の不明瞭な森林等の整備を進めることが必要との御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 不在村地主の増加や境界不明確化が顕在化していることから、将来の不安を解消するための取組を強化して欲しい。                                 | 地域の歴史に詳しく、森林への強い思いを持った方が、森林の所有者情報についても重要な手掛かりを持っており、そうした情報を地域で継承していくことが必要だと考えています。  |
| 土地の持ち主が分からないため、許可が取れずに町内の森林の3分の1の整備ができていない。許可が無くても整備ができる条例をつくれればいいのか。                | なお、所有者の許可を得られない森林に対しては、所有権が法律で保護されていることから、条例によって整備を進めることは現状では困難ですが、将来的には森林の所有権の移転も含めて、公的な施業の実施や管理のあり方も研究していく必要があると考えています。 |
| 事業実施に必要な面積確保のための集団化には境界確定が必要だが、所有者が不明の土地は年々増加傾向である。GPSの活用など、人力によらない所有者の確認作業に補助して欲しい。 |   |
| 所有者が不明など、整備が困難な森林にこそ、森林税を活用すべき。  |   |

ウ 「防災・減災」の観点で森林整備を進めることが必要との御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 近年の雨の降り方を見ると、森林整備だけで防災減災が十分だと思えない。間伐材を活用して簡易な構造物をつくることも大切でないか。 | 航空レーザー測量等の科学的知見に基づき、防災・減災の観点から整備の必要性が高い箇所を優先して整備に取り組むとともに、当該箇所が被災した場合には、その対応策を講じてまいります。 |
| 防災・減災の視点での活用にあたっては、最新の科学的な知見に基づき進めていくべき。                       | また、構造物が必要となるような危険箇所については、治山事業等による整備を検討してまいります。  |
| 被災回復に要する経費も対象とすべき。   |   |

エ 河畔林整備の目的及び対象事業拡大を求める御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 河畔林の整備は必要であるが、生物多様性の役割が低下しないという説明をすべき。                   | 河畔林の整備は、皆伐ではなく除間伐であるため、生物多様性確保にも資するものと考えています。 |
| 河川の浚渫と除草、河川敷の帰化植物の除去に活用して欲しい。                            | 一級河川区域内の維持管理上必要となる浚渫等については、現行事業で対応してまいります。    |
| 河畔林の整備も有効だが、集落の中の川、沢の木々についても、熊等の野生鳥獣対策として、伐採できるようにして欲しい。 | 河畔林の整備は、現行の河川整備の対象ではない河川区域外の民地において行うものです。     |
| 河畔林の整備は河川整備になるのではないか。災害対策であれば河川整備に盛るべき。                  |   |

オ 「住民等による利活用」を図るために多様な里山の整備を進めることが必要との御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| 補助金に頼らない林業・山村でなくては森林を抱える地域は維持できない。  | <p>地域住民が自発的に里山保全を図る「里山整備利用地域」制度を活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な里山の森林資源の利活用を進めることで、森林と地域との関係性を再生し、自立的・持続的な県独自の森林管理の仕組みを構築してまいります。</p> <p>また、こうした地域での取組は多岐に及ぶことが想定されるため、支援対象については、間伐を中心とした森林整備を中心としつつ、それと一体的に行う広葉樹や竹林の整備、森林内の除伐等の空間整備など、地域の特徴を活かした多様な施策が展開できるよう対応してまいります。</p> <p>なお、地域活動にあたっては、森林の多様な利活用や生物多様性への配慮に対応できるよう、様々な立場の関係者が参画する仕組みづくりを推進してまいります。</p> |
| 間伐面積を目標数値とするだけでなく「森林管理」に視点を当てていることに敬意を表したい。                                       |  |
| 間伐をしても、草刈り等の維持管理が必要であることから、同一場所への継続的支援もできるようにしてほしい。                               |  |
| 手入れがされていない森林と、それを活用したい人をつなぐことが必要。   |  |
| 人を引き付けることのできる森林づくりが継続する体制づくり、次の世代が森林づくりに関心を持てるような教育・地域活動が重要。                      |  |
| 県民協働による里山の整備・利用は重要な取組。継続して地域が森と関わっていけるような仕組みづくりをぜひともお願いしたい。                       |  |
| 道路周辺森林の間伐あるいは帯状皆伐などの施策に対して森林税を活用すべき。  |  |
| 耕作放棄地を再び森林化すべき。   |  |
| 広葉樹林の育成による短期伐採と持続的な経営のため、特殊造成、植林、施肥を支援対象にして欲しい。鳥獣被害防止対策としても有効。                    |  |
| 原木きのこ栽培用の原木の調達について、森林税を活用して欲しい。   |  |
| 竹林が拡大していく傾向にあり、竹林に関する相談が寄せられるが、箇所が多すぎて対応しきれない。                                    |  |
| 竹藪の整備については、地域の要望に応えきれないのが現状であり、森林税で事業の創設が困難であるなら、既存事業の範囲で、竹藪整備を手厚く活用しやすい制度にして欲しい。 |  |
| 全県の生物多様性マップを作成し重要地域を保全する、とりわけ開発されやすい里山の多様性重要地・巨木等を守り、教育の場とする。                     |  |

カ 里山整備利用地域の要件の見直し、活動推進主体の位置付けに関する御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| 里山整備利用地域の認定条件の緩和、認定条件の撤廃を検討して欲しい。                             | <p>「里山整備利用地域」の認定要件については、地域の取組によって柔軟な対応が必要と考えており、認定要件を見直してまいります。</p> <p>また、活動推進主体については、地域に根差した活動がより促進されるよう、既存団体にもその役割を担っていただきたいと考えています。</p> |
| 国と市で補助金を拠出している交付金があるが、県も出せるようにしてほしい。                          |  |
| 里山整備利用地域の規模や具体的な内容が分からない。活動推進主体については、既にある団体の活用も可能として欲しい。      |  |
| 地域の主体的な森林整備については、地域振興局の普及職員に加え、林業事業体(森林組合等)が一体となった組織づくりが好ましい。 |  |

キ 搬出間伐の推進と、それに必要な路網整備を進めることが必要との御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 伐採木を製材所等に持ち込み、お金に変換できるような仕組みを整えてもらえると間伐にも精が出る。                         | 間伐材の搬出については、第2期において制度設計が現場の作業に十分に適合していなかったことから、搬出が進まなかった反省を踏まえ、 |
| 森林整備を進めるためには、全体循環が大切であり、多方面にフレキシブルに活用できるよう希望。                          | 今後は、搬出を前提として間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行うための支援を新たに行うこととしています。          |
| 間伐材の活用についても推進して欲しい。  | また、搬出に必要な路網整備についても支援対象とするとともに、                                  |
| 森林所有者や事業者の負担を減らし、里山の搬出間伐を進めるべき。  | 地域住民が里山資源を利活用するための遊歩道の整備も支援対象とします。                              |
| 健全な森林を作るために搬出間伐を実行し、豊かな森林を未来へ引き継ぐことが、森林税の役割。                           | こうした取組を通じ、森林資源が経済活動として循環することで、                                  |
| 搬出する道について、既存の補助制度ではなく、森林税を活用して新設をお願いしたい。                               | 地域の活力や森林所有者の意欲の喚起につながるようにしたいと考えています。                            |
| 既存施設の維持については、悲惨な状況にあるように思う。今あるものにお金をかけて維持することが大切。足元の地味な仕事こそ公共の仕事ではないか。 | なお、既存施設の維持管理については、自立的かつ継続的な活動を支える基盤として、管理者が担うべきものと考えています。       |
| 林道の新設、整備、管理等経費の重点配分をして欲しい。   |   |
| 森林整備に必要な作業道の整備に対する補助を充実させて欲しい。   |   |
| 道路の除草についても活用できるようにして欲しい。   |   |

ク 森林税活用事業の要件の見直しに関する御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| 国の補助事業基準に適合しない里山林には基準を緩和し、県単独事業として積極的な活用を望む。                                | 第2期森林税では、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象となりにくくなり、その結果、条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、 |
| 山や森の整備に関する助成金は規模が大きすぎて使えないものが多いため、小規模で使えるようにして欲しい。                          | 税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積を従来の1.0ha以上から0.1ha以上に見直し、                             |
| 小規模山林整備が補助対象となるのはありがたい。   | きめ細かな対応をまいります。   |
| 小規模の林地や耕作地周辺の里山で行うことに意味があり、面積要件を緩和して欲しい。                                    |  |
| 国の制度にないような里山整備に必要な事業についても補助して欲しい。   |  |
| 国庫補助事業と混同せず、県単独事業で実施すべき。  |  |
| 国庫補助事業の要件に縛られて真に長野県として必要な整備に取り組めなく恐れがあるため、県の単独事業として実施すべき。                   |  |
| やる気のある地域や事業者をどんどん応援して先を走ってもらうことを考えた方がよいのではないか。                              | 税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、   |
| 小さな任意団体でも森林整備等の補助金を使用しやすい事業(手続きを含めて)を検討して欲しい。                               | 小規模な事業体やNPO等の団体も事業を活用しやすくなることから、   |
| 森林を雇用の場とし再生させ、定住促進を図る。  | 多様な担い手の参画を促していきたいと考えています。  |
| 事業者を増やすために、受注の機会を細分化させたらどうか。森林組合だけでなく、若者や障がい者の働く場の確保のためにも、県主導でNPOを設立した方がよい。 |  |

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 奥山での森林整備は作業も大変で苦勞も多いため、切捨て間伐も補助金の対象として欲しい。切捨て間伐の方が搬出間伐よりもシカの食害が少ないという調査結果もあった。                  | 森林税は、これまでの財源では十分に対応できなかった里山の個人有林を対象とすることで、県民の皆様に超過課税をお願いしているものです。奥山や団体有林については、公的に管理する森林や林業振興に取り組む森林として、集約化や公的な管理を含め、通常の事業を活用して整備を推進していきたいと考えています。 |
| 防災・減災の観点からは里山のみではなく奥山にも対象を広げて欲しい。   |   |
| 集約化に当たり、所有者が不明な場合や非協力的な方への対応が問題であり、条件を緩やかにするなどの特例を設ける必要がある。個人有林だけでなく、財産区や組合に対しても有効な補助事業を設けて欲しい。 |   |
| 間伐後の皆伐制限の規制を緩和して欲しい。  |   |
| 森林整備実施後の皆伐制限等を定めた協定20年の見直し(短縮)をして欲しい。   |   |
| 森林組合の経費が適正なものか、森林税ありきとも考えられるので、県での実態調査をお願いしたい。  |   |
| 事業費は標準単価でなく、現場ごとの積算見積りとして事業発注されたい。  |   |
| 林縁部においては、標準経費では作業ができないため、考慮いただきたい。  |   |
| 森林整備の標準単価を、現場に見合った単価にして欲しい。   | 協定の期間については、他事業の状況やこれまでの取組を検証し、適切なあり方について見直しをしてまいります。  |
|   | 現場の実態に合わせた適正な単価設定となるよう努めるとともに、林縁部の民家や道路、電線等に接し、伐採経費が割高になる場所については、実態に合わせた適正な単価を設定するよう努めてまいります。   |

#### ケ 県の普及体制を充実すべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 鍵を握るのが県の現地機関のマンパワー。普及指導事業の充実、里山利活用推進専門員(仮称)の設置を提案したい。県の現地機関の役割が大切で、マンパワーの充実を強く願う。地域振興局の普及職員の人手不足を感じる。共に地域の森林を創造するために人員の増強をお願いしたい。 | 地域住民らによる主体的な活動が進むよう、地域活動に支援をすることとしていますが、こうした活動が円滑に進むよう、県においても、林業普及職員を中心に優先して取り組んでまいります。 |

#### コ 県産材の活用を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 搬出した間伐材を活用しやすいよう、教育施設整備に補助してはどうか。  | 県産材の利活用については、森林の恩恵を県民の皆様が実感していただくためにも重要な取組だと考えています。特に県産材を利用した公共サインの設置や、児童センターや商業施設のキッズルーム等の子どもの居場所の木質化や県産材と身近に触れ合うための木製品づくり体験など、より多くの県民の皆様の目にとまり、触れていただけるよう努めてまいります。公園のベンチや遊具等の木質化については、市町村による森林づくり推進支援金を活用いただきたいと考えています。 |
| 地域材を使った子ども広場や子育て支援施設の木質化、子どもの教育に用いる遊具や玩具に対する支援に活用して欲しい。  |   |
| 県産材という表現だけでなく、地元産材ということを強く推進して欲しい。助成金にも差をつけてもいい。   |   |
| 県産材の公的施設・公共事業への利用を一定規模義務付ける。また、利用拡大に向け、産官学連携により新素材の開発研究を行うとともに、木工・工芸分野の表彰制度を設けて匠・芸術家を育成し、木材工芸分野の需要拡大を図る。 |   |
| 人が集まる施設(公共施設)等への木造化・木質化、一般住宅への助成等を行うとともに、品質が確かな県産材の製品づくりへの支援が必要。   |   |
| 県産材のアピール等を強化してもらえれば、森林に携わる業界が活性化してくるのではないか。  |   |
| 公園のベンチやブランコ、学校の机やいすを県産材で作るべき。  |   |
| 小中学校の学習で使用される木材を使った場合、森林税で払い戻すシステムがあればいい。  |   |

| 御意見・御提案等   | 県の考え方 |
|--|-------|
| 木材利用についても森林税を活用すべき。  |       |
| 森林税には産業として自立できていない林業の川上から川下への流れを勢いあるものにするための呼び水的な働きが求められていると思う。特に子ども達に関わる場所や物に県産材を活用すべき。 |       |
| 地元のスーパーやコンビニなど、不特定多数の人間が森林とは全く関係しない目的で集まる場所で県産材が使われている状況を作るべき。                           |       |

#### サ 未利用材の活用(薪、チップ等)を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 木材を燃料として使うことで森林の恵みを実感できる。高齢者にとって、薪割りは重労働。地域での薪割り機のレンタル制度、チェーンソーの技術指導などが有効である。 | 里山資源を薪として活用するため、地域循環型のコンパクトな流通の仕組みづくりを支援するとともに、薪割り機や簡易な搬出機材の導入、安全技術講習の実施等の取組を推進してまいります。 |
| 間伐等で切り出された木材が地産地消の再生可能エネルギーとして利用されるようにして欲しい。                                  |   |
| 未利用木材の利活用事業は、県で薪流通の仕組みモデル案を示して積極的に導入できるよう検討して欲しい。                             |   |

#### シ 木育の推進を図るべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 地域の大切な里山を地域住民が一体となって守り育てる活動に地域の学校として参加しており、木育推進事業を活用して普段経験のできない森林での学習活動を行っている。現行の木育推進事業と同様の事業が実施できるようお願いしたい。 | 県産材を活用した子どもの学びを支援する「木育」について、引き続き同様の事業に取り組んでまいります。 |
| 森林整備を推進するためには、森林資源を資源として活用することが必要。木育の充実や公共施設、病院、介護施設などでの県産材利用を支援する。  |   |
| 木育が足りない。   |   |

#### ス 木材の新たな用途に係る御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 森林資源の利活用について、先端的科学技術分野での利活用は提示されていないのはなぜか(リグニン、セルロースナノファイバー等の有用木材成分の高度活用、セルロースの糖原料としての高度活用)。こうした利活用技術の研究開発やその成果の早期事業化に向けた事業を実施することで、林業から林産業、更には他の製造業分野等まで含む、幅広い森林関連産業の創出・発展に資すると考えるがいかがか。 | 新たな用途開発と普及には一定の期間が必要なため、課税期間を限定している森林税での取組には馴染まないと考えていますので、既存の取組として、県林業総合センターにおいて、様々な行政課題に応じた試験研究を進めてまいります。 |



セ 森林整備や利活用を図るために人材育成を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 森林体験プログラムの実行、子ども達にやさしく教えることができるインストラクターの育成研修等の人材育成が必要。                       | 森林の整備や多面的な利活用を促進するため、地域リーダーや多くの関係者をコーディネートする人材、森林を利用したツアーガイドの育成など、多様な人材の育成を図ってまいります。 |
| 長いスパンでの自然生態系のあるべき姿を念頭に置いた、森林のあり方を考えられる人材が必要である。自然環境を深く理解し、普及させる人材育成を推進して欲しい。 | 特に、地域の主体的な里山の整備・利活用を図るリーダーには、地域に精通した林業士等の人材にその役割を担っていただきたいと考えています。                   |
| 搬出技術など事故に繋がりにくい安全性の確保は重要。技術の習得を目指して欲しい。                                      | 併せて、地域住民等の協働作業における安全性を確保するための技術講習会の実施にも取り組んでまいります。                                   |
| 森林を育てるためには知識をもった人材の育成も必要であり、それにも森林税を使うべき。                                    |  |
| 森林整備の若い担い手が増え、その人たちの仕事が成り立つよう、森林税を活用して欲しい。                                   |  |
| 日本伐木チャンピオンシップの長野県予選会の開催を提案。予選会の開催を通じて、林業現場技術者の地位向上や雇用改善、林業事業体の知名度アップに繋がる。    |  |
| 地域の人材を活用するための組織の設置。人材がリーダーとして育っていくには一定期間が必要で、人材育成というより人材の発掘が急務。              |  |
| 人材育成は指導林家や林業士等の実際に活動している人を活用いただきたい。  |  |

ソ 多様な県民ニーズに応えるための、森林税の使途の拡充に対する御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 森林づくりに関わる人々への支援・育成・サポートや、景観(松くい虫対策)・観光地の整備にも活用の幅を広げ、誰でも気軽に森林に親しめ、身近に感じ、触れ合える環境づくりに役立てて欲しい。           | 森林に対する県民の皆様の要請が多岐に及んでいることから、こうした期待に応えるため、これまでの「里山」以外にも支援対象を広げ、森林税の効果がより県民の皆様に実感されやすいものになるよう取り組んでまいります。 |
| 森林税で計画されている事業に非常に期待している。林務部以外の部署が関与していくことにより、多角的な事業が展開されることを期待している。                                  | 対象事業については、県民の皆様の要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで検討を行ったものです。      |
| 新たに公共サインや子どもの居場所対策に活用するなどの案が示されているが、脇道、枝葉ともとらえられかねない用途を加えることは、超過課税という形をとってまで行うべきことなのかとの疑念を惹起する恐れがある。 |  |
| 広く浅くというような使い方ではなく、集中投資すべき。   |  |

タ 観光地等の景観形成のための森林整備を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| “東山道”を地域づくりの観点から、歴史の遊歩道として再整備し、観光に活かす。           | 主要道路や鉄道の周辺、観光地のビューポイントなどにおいて未整備の森林が景観を損ねている場合もあることから、観光の視点から森林の整備に取り組んでまいります。 |
| 観光客の誘致のためにも、長野県の自然、山を見に来ている観光客もいると思うので、山を手入れすべき。 | また、森林セラピーの推進などを通じて森林を活用した観光の質の向上、企業との連携による森林づくりなどを通じ、都市部との交流にも取り組んでまいります。     |
| 手入れの行き届かない景観などに焦点を当て、里山及び観光拠点・観光通過点の整備を行っていくべき。  |   |
| 観光列車(道路)からのビューポイントにおける森林整備とサインの設置に活用すべき。         |   |
| 景観が良くなるような使い方をして欲しい。                             |   |
| 都市部からの応援を定期的に募集、信州里山の日とすれば観光と連携できるのではないか。        |   |
| 農林業民宿における山林作業の体験など、都市との交流活動に対しても補助して欲しい。         |   |

チ 自然保育・教育に森林の利活用を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 森の中での活動に森林税の活用が想定されており、幼児教育の中で森と関わりあうことで、森林への親しみや地域の意識を育むことができ、後継者の育成にもつながる。   | 本県の未来を担う子ども達が幼児期から豊かな自然に親しむことで、自然や地域に対する愛着を持った人材に育つよう、信州やまほいく(信州型自然保育)を推進しています。  |
| 子ども達の安全な森の遊び場を確保して欲しい。県内の多くが山で占められているのに子どもが山に入ることができない。  | 信州やまほいく認定園の活動フィールドを森林税を活用して整備し、子どもたちが安心して自然体験活動ができる森のフィールドを広げていきたいと考えています。   |
| 子どもの保育、教育にも活用して欲しい。やまほいく認定園のフィールド整備の財源に活用することに賛成。  | 自然保育のプログラム開発、人材育成については、教育委員会とも連携し、これまで行ってきた研修を更に発展させ充実を図ってまいります。   |
| 自然保育のプログラムの開発、認定相互の交流・研鑽、新規体験、情報発信等を行う拠点施設となる自然保育体験センターを設置して欲しい。   | また、御提案いただいた内容も参考にさせていただき、自然保育の普及推進に取り組んでまいります。   |
| 子ども達が遊べるフィールド整備ができる技術を身につけられるような研修会などの機会を希望。   | 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があり、学習活動や子育てに森林を活用することは子どもの成長にとっても重要なことと考えています。  |
| 信州やまほいく認定園のフィールド整備に賛成。信州やまほいく認定園の活動に当たり、認定園職員や保護者、ボランティア等による自主的なフィールド整備(備品等の整備、安全教育の受講、保険加入等)や、活動場所となる森林等を無償貸与する場合の整備に対し補助して欲しい。                   | このため、学校林や信州やまほいくのフィールド整備を行い、学習活動や子育てへの森林の活用を推進してまいります。   |
| 学校林や自然保育のフィールド整備というハード面の整備を実施することは、森林教育の充実面で大変効果的。   | 子ども達の豊かな自然とともに育つことで、ふるさとを愛するところが養われる。  |
| 小中学校の生徒や先生に森林整備の現地見学や実際に荒廃している森林等の見学など教育現場から指導していく必要性を感じる。   | 学校、生徒、保護者がともに森林で活動できる機会が増えれば、お互いに知り尊重し合う空気が育まれる。   |
| 幼児や小学生が里山・里地の環境に親しむことは、子どもの発達に良い影響をもたらすとともに、将来において、里山の整備とともに持続可能な社会を実現するためには不可欠。   | 森林環境教育の充実について、県の新たな5か年間にどのように位置付けて森林税の用途目的とするのか。   |
| 子ども達が豊かな自然とともに育つことで、ふるさとを愛するところが養われる。  | 策定中の次期総合5か年計画の基本方針、「学びの県づくり」の自然・野外教育の充実の一部に位置付けることを想定しています。  |
| 学校、生徒、保護者がともに森林で活動できる機会が増えれば、お互いに知り尊重し合う空気が育まれる。   | 御意見の趣旨を踏まえ、来年度以降、教育委員会において策定を検討している自然教育・野外教育プログラムの研究・開発・普及等の取組に活かしてまいります。  |
| 森林環境教育の充実について、県の新たな5か年間にどのように位置付けて森林税の用途目的とするのか。   | 自然教育推進プログラムの開発及び普及については、教育委員会と連携し学習指導要領の副教材と位置付けて活用するべきではないか。また、開発された自然推進教育プログラムを活用し、実のある森林環境教育を実施していくには、一定の助成が必要であり、モデル校による助成事業を普及化させる仕組みを示して欲しい。 |
| 自然教育推進プログラムの開発及び普及については、教育委員会と連携し学習指導要領の副教材と位置付けて活用するべきではないか。また、開発された自然推進教育プログラムを活用し、実のある森林環境教育を実施していくには、一定の助成が必要であり、モデル校による助成事業を普及化させる仕組みを示して欲しい。 | 幼・保育園、小中高の各段階で森林環境教育の普及に向けて、学習ニーズを理解した外部講師の育成とそうした活動団体と教育委員会、学校のネットワークを県内各地域単位で設置していただきたい。   |
| 幼・保育園、小中高の各段階で森林環境教育の普及に向けて、学習ニーズを理解した外部講師の育成とそうした活動団体と教育委員会、学校のネットワークを県内各地域単位で設置していただきたい。   |  |

## ツ 市街地の緑化に森林税を活用すべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| まちなかの「森」の整備が追加されたことは良いこと。街路樹の整備が推進されれば、森林との一体化で長野県らしい景観が創出できる。森林税という名称では「山」をイメージしてしまうため、街路樹の整備を加えるとすれば、環境や緑イメージを加えた「森林緑化環境税」や「森林(みどり)税」というような名称に変えてはどうか。 | 長野県の人口集中地域区域内の都市公園面積の割合は全国で第36位と、市街地における緑は比較的少ないことから、「全国都市緑化信州フェア」を契機に、森林を身近に感じられる緑地整備等の支援が必要と考えています。                             |
| 市街地にあっては、緑がまだまだ少ない。市街地の緑化事業にもっと力を入れて欲しい。   | なお、森林税を活用した事業については、民間団体等が市街地の空き地等で行う植栽・休憩施設整備等への支援を実施したいと考えています。  |
| まちなかの「森」は、屋敷林、寺院の森を指すのか。   | いただいた御意見も踏まえ、「緑」の安らぎや癒し効果により人々の快適な暮らしを支えられるよう努めてまいります。  |
| 市街地の緑を大切に税金にして欲しい。   | 個人宅の庭木の整備については、病虫害の蔓延防止や公共性等の観点から市町村が必要と認める場合は森林づくり推進支援金の対象となると考えています。  |
| 高齢者にとっては、自宅の庭木の整備も危険を伴う重労働。庭木の手入れに金銭的に回らない世帯に森林税で補助をしてはどうか。  | また、森林税は、県民全体で森林づくりを支える仕組みとして、里山の森林整備を中心に、その効果を広く県民の皆様に享受いただける事業を対象としており、県民の皆様に名称も一定程度定着していることなどから、「長野県森林づくり県民税」の名称を今後とも用いることとします。 |
| 市街地では建物等で緑が少なく感じる。市街地にもっと緑を増やしてもいい。植栽樹種も住民意見を踏まえ、植栽すべき。  |   |
| 幅広く緑地税として徴収すれば公園・街路樹にも使用できるのではないか。   |   |
| 観光県づくりを進めるためには魅力ある環境整備を進めることが必要。多くの人が訪れる市街地の緑化整備及び都市公園整備をもっと進めるべき。   |   |
| 人の住んでいる町の緑にも使用してもらいたい。   |   |
| 市街地への植栽や、その後の剪定作業、落ち葉拾い等にも森林税を活用して欲しい。   |   |
| 個人宅の庭の植栽を充実させることにも森林税を活用するなど、町中に緑を増やし、維持管理にも使って欲しい。  |   |
| 森林だけでなく、一部の人にしか恩恵や利点があるようにしか思えない。駅の緑化に活用して欲しい。緑化フェアにも活用してもいいのではないか。  |   |
| 市街地の緑化にもっと森林税を活用して欲しい。   |   |
| 市街地の豊かな緑は快適な生活を送るために必要。市街地の木々や芝生の植栽を森林税を活用し、大いに進めるべき。  |   |
| 観光地長野の玄関となる県内各都市の駅前の緑化をもっと進めるべき。   |   |
| 500㎡以下の市街地の空き地等に植栽やベンチ等の整備に森林税で補助して欲しい。  |   |
| 街の中の緑化推進にも活用できるようにして欲しい。   |   |
| 各家庭の庭の作庭や維持管理にも補助できるようにして欲しい。  |   |
| 森林税を活用し、市街地の緑化を進めて欲しい。   |   |

## テ 市街地の緑化(街路樹)に森林税を活用すべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 「落ち葉はゴミではなく、風情です」というキャンペーンを展開して欲しい。   | 街路樹の剪定については、標識や信号が見えにくい箇所や車両を傷つける恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して維持管理を行っています。  |
| 街路樹が手入れされていない路線が多い。見苦しいだけでなく、視界の妨げになり事故の危険もある。森林税で街路樹の適正な管理をして欲しい。  | 森林税を活用した街路樹の整備については、市町村等関係者の御意見をお聞きしながら、観光地等の景観形成に寄与する整備や植樹を行っています。 |
| 街路樹は景観・環境保全・交通安全など生活に大きな役割を果たしている。定期的な予算を組み管理して欲しい。   |   |
| 都市部の街路樹も落ち葉が嫌で強剪定が行われ、惨めな状態となっている。森林税を街路樹の整備に活用してもらえれば美しい街並みになるのではないか。例えば、公園・街路樹の落ち葉を買い上げれば、街路樹の強剪定が必要なくなるのではないか。 |   |

| 御意見・御提案等  | 県の考え方 |
|---|-------|
| 公園・街路樹などの市街地の維持管理費のもっと力を入れるべき。長野県の市街地は緑が少なすぎる。                                |       |
| 市街地の街路樹が酷い剪定をされている。森林税を活用して管理方法を考えて欲しい。                                       |       |
| 身近な公園・街路樹の整備を進めて欲しい。  |       |
| 街路樹は、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能など、私たちの生活に大きな役割を果たしているため、街路樹の手入れに森林税を活用して欲しい。 |       |
| 森林税を活用して、街路樹の整備、市街地の緑化を進めて欲しい。  |       |
| 街路樹の手入れに森林税を活用して欲しい。  |       |

#### ト 市街地の緑化(居住地の公園整備)に森林税を活用すべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 住宅地に公園や緑地があるが、管理されておらず雑然としている。子どもや住民が安全に利用できるよう公園等の樹木管理に森林税を活用して欲しい。         | 森林税を活用した事業については、民間団体等が市街地の空き地等で行う植栽・休憩施設整備等への支援を実施したいと考えています。<br>御意見をいただいたまちなかの公園の整備や維持管理については、市町村と連携しながら、既存の制度を活用することで対応してまいりたいと考えています。 |
| 小さな公園や町はずれでは、枯れた木や手入れのされていない樹木が目立つので、森林税を活用した整備を検討すべき。                       |  |
| 本県の魅力を一層向上させ、付加価値と他県との差別化を図り、観光産業及び住みやすい環境のため、居住地域での緑化、公園整備について、森林税を活用して欲しい。 |  |
| 森林整備の際に発生した木材を利用して、公園や遊具を整備してはどうか。   |  |
| 市街地の緑化や公園整備の際に、事業者だけでなく地域住民などの意見を加えながら実施できるような仕組みがあるとよい。                     |  |
| 都市公園の中に、地域住民が地域の子育てに関われるような施設を森林税で整備すべき。                                     |  |

#### ナ 森林づくり支援金が減額されることへの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| 市町村への補助金の削減はあまり歓迎できないが、納得できる説明が必要。                          | 森林づくり推進支援金は、財政調整を図るための制度として事業規模を縮減することとしていますが、新たに補助事業化した市町村向けの施策もあり、こうした施策と組み合わせで地域の課題に応えていきたいと考えています。 |
| 野生鳥獣対策のための緩衝帯の整備を行うことのできる森林づくり推進支援金について、現行の1.3億円の維持をお願いしたい。 |  |
| 森林づくり推進支援金の削減は、業務に支障をきたす。                                   |  |
| 市町村が独自に取り組む森林づくり事業に対して、十分な配慮がなされるように要望する。                   |  |
| 市町村が独自に取り組む森林づくり事業に対して、十分な配慮がなされるように要望する。                   |  |
| 通学路の日陰になる木を伐採する等、地域の森林で困っていることに対して森林税を使えるようにして欲しい。          | 森林づくり推進支援金は、地域課題に対応する取組を支援するもので、御指摘の点にも対応ができるものと考えています。  |
| 森林税活用事業は、地域住民の要望に沿った形での事業ができるように柔軟な制度設計をして欲しい。              |  |
| 各地域の実情に沿った森林整備が促進されるような形にすべき。                               |  |

## 二 松くい虫被害対策に森林税を活用すべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 松くい虫被害木について、前年度以前の被害で完全に枯れてしまったマツは国庫補助の対象とならないため、伐採、処理できる新たな支援策を要望。                                      | <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様のご理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>また、個人宅の被害木については、被害の蔓延防止や公共性等の観点から市町村が必要と認める場合は、森林づくり推進支援金の対象となると考えています。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせることが重要と考えています。</p> |
| 松くい虫対策も徹底的にやらないと意味がない。   |   |
| 松くい虫による枯損木について、急傾斜地等では伐採ができない状況にある。森林内の景観を改善する観点から、有人へりを活用した対策を希望。                                       |   |
| 松くい虫による松枯れは、国と連携のもと県が主導し、伐採—バイオマス利用の一貫システムをつくり、県から一掃する。また樹高の高いアカマツ林等は、強風時の倒木等よりしてライフラインや住居に被害を及ぼす可能性が高い。 |   |
| 松くい虫の樹種転換、被害材の伐採・搬出補助、バイオマス発電への補助を希望。  |   |
| 現在放置されている松くい虫の枯損木について、市町村に対する推進支援金で処理ができるようにしてほしい。   |   |
| 松くい虫被害木の伐採、燻蒸などに活用して欲しい。   |   |
| 松くい虫対策に森林税を有効に活用して欲しい。   |   |
| 住民からの要望が大きい景観と危険防止の枯損木除去に森林税を使えるようにしてほしい。  |   |
| 松くい虫被害地の再生には広葉樹林による単伐期林業が効果的。  |   |
| 松林の整備による松茸の増産を促し、林業の経営安定と水源環境林等の整備を行ってはどうか。  |   |
| 個人宅の松くい虫の被害木は、危険木になり人命にかかわる被害が発生する。部分的であっても森林税を活用できるようにしてほしい。  |   |

## 又 松くい虫被害対策のための農薬空中散布は丁寧に説明をすべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| 松くい虫の被害対策の農薬散布は、他の昆虫類にも影響が出ないか、またその昆虫類を餌としている鳥類などには影響はないか。生態系への影響を住民にはっきりと説明をすべき。 | <p>生物多様性保全への御指摘については、重要な視点だと認識していますが、空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な検討を行っていくことが必要と考えています。</p> |

## ネ 主伐・再造林の取組について森林税で支援すべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 県内の豊かな森林をここまで育ててきたのは森林所有者。しかし、その投資に見合うだけの収益など現状では見込めない。他県の状況を見れば、立木を売り払い、伐採後にそのまま放置する森林が増加している。林業県として加速するためにも、森林の資源循環を確立するための支援が必要。 | <p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象としてまいります。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組ですが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図ってまいります。</p> |
| 森林の成長産業化を加速させるため、森林の資源循環を図り、毎年伐採した分を植林する持続可能な経営モデルをつくる。   |   |
| 森林税を枝打ちや地拵え、植栽等にも使えるようにしてほしい。   |   |

ノ 野生鳥獣被害対策のための緩衝帯整備等を進めるべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| <p>鳥獣害防護柵の維持管理、緩衝帯整備を行う事業を認めて欲しい。<br/>                     山道では動物の飛び出し、遭遇が心配されており、10m程度で年2回の下刈りを希望。<br/>                     野生鳥獣対策として、電気柵等の予防をしているが、公道から30～50mを野獣防災帯として植樹、林床整備、景観整備を実施してはどうか。<br/>                     有害鳥獣捕獲への助成、捕獲鳥獣の活用のための施設や人件費に活用して欲しい。<br/>                     二次林を整備し、見通しをよくすることで、野生生物が人間界に容易に近づけないようにすべき。</p> | <p>野生鳥獣被害対策については、里山整備利用地域において、地域の特徴を活かし、緩衝帯整備にも資する多様な施業を支援対象としてまいります。<br/>                     また、市町村が必要と認める場合には、森林づくり推進支援金を緩衝帯の整備に活用いただきたいと思います。</p> |

(4) 森林税活用事業の運用等の改善に対する御意見

ア 基金残について適正に活用すべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 基金が余っているのは改善が必要。   | 森林税は里山の間伐を中心に活用することを県民の皆様にお示しして賦課徴収しているものであり、間伐が必要な里山の森林が依然として存在していることから、基金残については、こうした里山の整備に充当することを基本に活用してまいります。 |
| 基金残の取扱いについて、これからの5年間でどのような工夫をして有効に活用するのかと、より分かりやすく説明して欲しい。 |  |
| 基金残となっている分の活用策を具体的に示して欲しい。                                 |  |
| 森林税が基金に残ったまま使われていない。早期に活用すべき。                              |  |
| 地域の実情に応じた取組ができるよう、基金残高の有効な活用を図って欲しい。                       |  |

イ 広報活動や認知度向上を図る取組を強化すべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| 森林税を利用したことによる費用対効果の説明不足があるように思う。どのような効果が出ているのか、県民に対する説明が必要と思う。  | 森林税を御負担いただく県民の皆様に対して、使途や取組の結果等をお知らせすることは必要不可欠と考えています。<br>御指摘の点を踏まえ、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。<br>また、県民アンケートでは、特に若い世代での認知度が低いという結果が出ているため、世代を意識した広報活動に取り組んでまいります。<br>加えて、森林に対する県民の皆様の要請が多岐に及んでいることから、こうした期待に応えるため、これまでの「里山」以外にも支援対象を広げたもので、森林税の効果がより県民の皆様にも実感されやすいものになるよう取り組んでまいります。 |
| 市町村担当職員、森林組合職員を教育して、趣旨や目的等を森林所有者に説明し、事業が推進できるようにして欲しい。  |   |
| 若い人に関心を持ってもらい里山整備の必要性の理解を深め、整備・利用して行くことが必要。   |   |
| 森林の働きについて、もっとPRすべき。   |   |
| 県民が様々なチャンネルで森林と繋がり、森林について考える機会が増えるようにして欲しい。   |   |
| 自然や山々、森林が本来の役割やあるべき姿、機能を回復させてこそ、森林からの恵みや大切さを実感できるのではないかと。   |   |
| 森林の持つ多面的機能と森林税の活用に対する理解を促すため、継続的かつ積極的な広報活動を求める。   |   |
| 森林のCO2吸収量の役割を積極的に活用してゼロエミッション社会を目指す。環境アセスメントの対象項目である温室効果ガスは、CO2排出量だけでなく森林吸収量についても予測評価してはどうか。                                |   |
| 森林税を何に使われているかわからない。もっとよく説明すべき。  |   |
| 全県の間伐面積を見ると森林税導入以前よりも減少していることから森林税が必要ないようにも見えてしまう。県の統計書で確認したところ、林分材積など、数値の不整合が感じられる箇所も見られ、数値の信頼性にも疑問を感じてしまう。しっかりとした説明を求めたい。 |   |
| 森林税の使い道について、一目でわかるような表があるといい。   |   |
| 森林税を活用した事業は、看板を設置するなど、PRを強化すべき。   |   |
| 実施した取り組みは、目に見えるものでないと理解が得られない。引き続き、そうした視点で取り組むべき。   |   |
| 里山の要間伐森林が具体的にどこなのか分かりにくい。見える化が必要。間伐実績に対する経費を表示して欲しい。  |   |

### ウ 評価、検証機能を強化すべきとの御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| <p>基金残が増加した要因として、国の施策の変化に対応できなかったことを挙げているが、第3期でも生じることも予想されるため、期間内にフレキシブルに制度を変更できるようにすべき。単年度で目標値が達成できなかった場合の対応を用意しておくべき。</p> | <p>森林税を活用した事業の効果・検証について、副知事を座長とした庁内推進組織を設置し、事業成果の検証や必要な整備・事業の見直しを行うとともに、県民会議等についても検証機能の一層の強化を図るよう取り組んでまいります。</p> |
| <p>事業を実施しながら、現場の実態をきちんと把握した上で、よりよい取り組みとなるよう見直しの仕組みもあわせて検討すべき。</p>   |  |
| <p>メニューごとに配分額を固定せずに要望や実施状況等により配分額の調整ができる制度にして欲しい。市町村の要望に十分な予算の措置を。</p>  |  |
| <p>地域に割り振られた予算を、地域会議において当初の用途から変更することを可能にすれば、余るといふこともなくなるのではないか。</p>  |  |

### エ コンプライアンスの確立を図るべきとの御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| <p>森林組合は重要な担い手であるが、不正が生じない制度的な仕組みを導入し、重要事項の事業評価を行うことによりコンプライアンスを図る。<br/>大北森林組合に対する補助金不正受給の原因の究明、透明性の確保に努めて欲しい。</p> | <p>森林税事業をはじめとする造林補助事業全体において、2人体制の現地調査や位置情報を持った写真添付の義務化など、事業を適正に執行するための取組を徹底してまいります。<br/>また、大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対処を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p> |

### オ 国の森林環境税(仮称)が創設された場合の対応に関する御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方  |
|---|--|
| <p>国の森林環境税(仮称)とどのように役割分担して森林整備や木材の利用を促進するか、両税を有効に使う方策を今後、明らかにしていただきたい。<br/>国の森林環境税が創設された場合には、他事業への振り替えなど柔軟な対応が必要と考えられる。</p> | <p>国の森林環境税(仮称)の用途等が具体的に明らかになった段階で、必要な場合には森林税のあり方について再度検討を行うこととします。</p> |



## 2 継続に反対の意思を表明された方の御意見

| 御意見・御提案等  | 県の考え方   |
|---|---|
| <p>県民の多くは森林の恩恵を受けていない。恩恵を受けている人達で運用すべき。全県民からアンケート等を実施して県民の考え方を問うべき。</p> <p>県民にとっての直接的なメリットが感じられない。見返りはあるのか？目的の一つに温暖化対策があるが、なぜ長野県民だけが負担するのか？</p>   | <p>県土の8割を占める森林は、災害の防止や水源の涵養など、多面的な機能を有する県民共通の貴重な財産であり、私たちは、常に森林の恩恵を享受して暮らしています。こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが必要であり、その仕組みとして、森林税への御負担をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、本県の森林が抱える課題に対応するためには、本県独自の政策が必要であることから、県の独自課税として県民の皆様に御負担をお願いしたいと考えているものです。</p> <p>なお、御指摘の温暖化対策については、適切な森林整備の結果として得られる森林のCO2吸収機能の高まりを期待するもので、本県独自の政策として森林整備を進めていくことを主眼においているものですので、御理解をお願いします。</p>  |
| <p>個人的には継続反対。</p> <p>基金残、不適正受給問題もある中で用途を増やすのは納得できない。</p> <p>未使用分が6億円になるというのになぜ続けるのか。全て使用して、無くなってから徴収する<br/>そうでなければ、未使用分が6億円にのぼるのに続ける理由を明確にすべき。</p> <p>森林税が活用できずに余っている状況や、松くい虫対策が十分に進んでいない状況を鑑みると、森林税は廃止すべき。</p> | <p>森林税は、標準税率を上回って県民の皆様に御負担いただく超過課税のため、その必要性については、森林税を継続しない場合や基金残を活用し休止する場合も含め、メリット、デメリット、基金残高の取扱い、継続する場合の運用上の改善事項等について、ゼロベースでの検討を行ってまいりました。</p> <p>その結果、御指摘にありました基金残を活用し、森林税を継続しない又は休止する場合は、「防災・減災」のための里山整備として概ね2,800ha程度の間伐を行うことは可能ですが、これは、緊急に対応しようとする面積の概ね半分に過ぎず、未整備の里山面積の1割にも満たないものであることから、里山整備は著しく遅れを取るようになります。</p> <p>また、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用といった新たな取組を進めることができないだけでなく、「住民等による利活用」のための里山等の整備、持続的・自立的な森林管理のための間伐材等の利活用など、最低限必要な事業についても実施できないこととなります。</p> <p>今後、喫緊の課題を抱える里山の整備を進めるとともに、多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用を進めるためには、森林税が必要であり、課税期間については平成30年度からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%の御負担をお願いしたいと考えています。</p> |

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 大北森林組合への不適正支給の責任をはっきりさせ、賠償責任を確定のうえ、関係者からの県予算への返還を実施し予算終了後に、必要なら一般会計予算から支出するか、再度森林税を導入するのか改めて県民の意見を問うて判断すべき。  | 大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対応を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。  |
| 大北森林組合問題など、行政機関(職員)に問題があったにもかかわらず、原因や再発防止等納税者に対する説明や理解を求める姿勢がないのではないかと。500円くらい(少額だから)良いだろうという職員もいたが、この感覚も一連の不正や不正が行われていることに対する県庁内部の監督の目を曇らせているのではないかと。 |   |
| 大北森林組合の金銭的な解決を全て県職員責任で返済してから、県民の長期計画を示して税金徴収を行ってください。  |   |
| 税金の不必要徴収から大北森林組合の補助金不正受給などが起きるのではないかと。林務部の職員の予算消化も無駄遣いの事実。   |   |
| 財源確保(税存続)のための事業内容拡大と考える。まちなか事業や観光など本来の目的、あるいは他の事業予算等で賄うべき事業が並んでいるのではないかと。もっと事業分野を限定すべきであり、まずは存続ありきの考え方に疑問を感じる。   | 対象事業については、県民の皆様への要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで活用事業(案)として決定いたしました。  |
| 費用対効果、目的と事業内容の整合性評価など、より謙虚にあたっていただきたい。今迄の説明では納得がいかない。  | 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、新たに副知事を座長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行うこととします。<br>また、森林税を活用した事業の評価・検証を行う県民会議等については、今後の森林づくりの方向性を踏まえ、より多様な分野の意見が反映される場となるよう改善を図るとともに、検証機能の一層の強化を図ってまいります。 |
| 森林行政では、単年や細切れの施策が多く担当も入れ替わり、継続性や長期にわたる展望について疑問。個人責任や長期ビジョンが薄く、森林税を徴収することの意味は今のところ疑問。森林税を行うのなら、金持ちからは数十万円で徴収するなど、累進課税にしてください。                           |   |
| 整備された森林は何年後に何%の利用を予定しているのか？取り敢えず整備するだけで、利用されないまま放置されるのでは。  | 整備された森林については、森林所有者の特定や境界の明確化が行われ、健全な管理が行える条件が整うため、森林所有者又は森林所有者から管理委託を受けた林業事業者等により、利用段階に至るまで適切に管理が行われるものと考えています。   |
| 住民税の超過課税であるため、そこに住んでいなくても家屋敷があれば課税されてしまう。全県一区の森林税について、徴収の容易さで均等割によって徴収するのは納得できない。  | 家屋敷のみの場合においても災害の防止や水源の涵養など、森林の多面的な機能の受益を享受していると考えられますので、御理解をお願いします。   |

### 3 御質問や御意見をお寄せいただいた方(賛成・反対の区分に分けられない内容)の御意見

| 御意見・御提案等   | 県の考え方   |
|--|---|
| 必要とする森林税であれば是非継続して欲しい。無駄に使われているなら廃止を。県民のために有効に使っていただきたい。   | 森林税を御負担いただく県民の皆様に森林の恩恵を享受いただけるよう、必要な事業に適切に活用してまいります。  |
| 過去の反省が今後改善できるか不安である。間伐と搬出、搬出木材の処理まで完全に行い、林床の整備を完ぺきにする計画はあるのか。  | これまでの2期10年間にわたる反省点を重く受け止め、改善に向けて努力してまいります。また、御指摘のありました間伐及び間伐材の搬出等については、事業要件の見直しをするなど、実施方法を改善し、計画的かつ適正な実施を図ってまいります。  |
| 経済的に見合わない山の所有は今後増加し、高齢化も伴い、民間による管理が不可能になってきている。これから先の様子がかめない。森林は貴重な資源であり、資源を経済的に活用する方策を早急に研究しなければならない。 | 御指摘のとおり、山村地域における過疎化や高齢化等が急速に進行し、所有者の特定が困難な森林の増大など、森林管理の空洞化も深刻さを増していますが、一方で、森林資源の成熟化や林業の技術向上等により、森林を資源として活用し、経済活動として循環利用する動きも広がっていますので、こうした活動が一層広がるよう取り組んでまいります。 |
| 民間の里山は10%の所有者負担を強いて自主管理を任せることはできないであろう。公営の森林事業、民間企業に委託した事業への転換を図るべき。                                   | 効率的な森林整備や管理を行うために、森林組合等の林業事業体が一定の規模以上の森林を取りまとめる「施業の集約化」の取り組みが進んでいますので、こうした活動が一層広がるよう取り組んでまいります。   |
| 地域住民が生活の中で森を豊かに感じるという住民の生活の豊かさに貢献するために税金を使って欲しい。住民本位の政策とすべき。   | 今後の里山の整備については、単に間伐等の整備だけではなく、森林と地域との関係を再生し、自立的・持続的な本県独自の森林管理を構築していくことを目的としており、御指摘のとおり、地域住民が主体の森林づくりを推進したいと考えています。   |
| 子どもや若い人に里山の自然や歴史を伝えたい。   | また、里山の自然や歴史もこうした活動の中で若い世代に伝えられ、地域で引き継がれていくことを期待しています。   |
| 自然の広葉樹をもっと植えて里山整備を充実させ、人間も動物も住みやすい長野県にしたい。   | 里山には、古くは薪炭林として利用されることで維持されてきた広葉樹林も多く、こうした広葉樹林を薪などの資源として活用することで里山の利整備及び利活用を推進してまいります。  |
| 地域主体の森林整備といっても人手はどう考えているのか。若い人の永続的な仕事して森づくりを進めないと里山は守れない。  | 今後整備が必要な場所は、規模の小さな森林が多くなっていることから、事業要件の見直し(1事業地0.1ha以上)を行い、税単独事業の割合を高めるとともに、多様な担い手の参画を促したいと考えています。   |
| 森林組合だけに任せるのではなく、森林整備をNPO法人など他の団体にも担えるようにすべき。   |   |
| 森林や林業に携わる事業者が限られている状況では、どうしても限られた(特定の)事業体ばかり血税が注がれることになっていないか。   |   |
| 林道の除草は、一律に刈るのではなく、生態学的な視点を持った施業を行うべき。  | 里山整備利用地域における活動においては、様々な立場の関係者が活動推進主体に参画する仕組みづくりを推進し、施業が行われる場合などは、生物多様性への配慮が行われるよう周知に努めてまいります。   |
| 観光のための景観整備など、どこを向いた森林整備かと疑問に思ってしまう内容も含まれている。   | 森林は長野県の景観を形成する資源でもあり、地域によっては、観光の観点で森林整備を進めることが、森林の適正な管理につながることを期待され、ひいては地域振興にも貢献できるものと考えています。   |

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| 県林務部の総予算160億の4%程の森林税財源を県税からなぜ捻出できないのか。   | 今後の県財政は、高齢化の進展等により社会保障関係費の増加が見込まれるなど引き続き厳しい状況が継続する見通しであり、また、林務部においては、毎年度、森林税導入前の水準を上回る一般財源を充当して事業を実施してきていることなどにより、森林整備等のために更に追加的に一般財源を充当していくことは現時点では困難な状況であることから、緊急に必要な森林整備等を行うためには、別途財源を確保することが必要と考えています。 |
| 総花的な机上の考えでしかないように思える。確実に実施できる方針を書くべき。  | 対象事業については、県民の皆様の要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで活用事業(案)としてお示しいたしました。<br>また、事業内容、事業規模等についても、担い手の状況等を踏まえた実行可能量を考慮しています。  |
| 森林・林業界は、努力にもかかわらずほとんどブラックボックス状態。本当に7割以上が継続に賛成しているのか、県民アンケートについて、より詳細な結果を見たい。徴収した森林税の収支報告は一般県民でも見られるのか。 | 森林税に関する県民アンケート、森林税の収入、活用実績等の情報については、県のホームページでご覧いただくことができます。  |
| 一年分の間伐補助金位を広報活動に充てるくらいの事をしてもよいのではないか。県民への徹底した周知は、いずれ信州の森林を掲げる目標へと近づけていくのではないか？                         | 御指摘の点を踏まえ、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。   |
| 森林がどのような役割を果たしているのかわかりやすく説明して欲しい。  | 県公式HPトップページ → 組織で探す → 林務部 → 森林政策課 → 森林づくり県民税   |
| 里山整備について、県民がどの程度理解しているか、疑問。森林税の使い道、効果、課題を十分に県民に説明すべき。  | 県公式HPトップページ → 組織で探す → 林務部 → 森林政策課 → 森林づくり県民税   |
| 森林整備の必要性が伝わってこない。間伐の必要とされる面積についても、本当に必要なのか疑問。  |  |
| 国の政策を見ると、市町村主体の公的管理と意欲ある者、能力ある者による森林の管理経営とに大きく分かれるが、県の森林税はどちらに主眼が置かれているのか。                             | 今後の里山の森林管理については、意欲と技術を有する者が担うことが望ましいと考えていますが、併せて、地域が協働して森林づくりを支える仕組みが重要と考えています。  |
| 県内の森林に関し、優先種、林齢、林内環境など、森林に関するデータの詳細、植生図はできているのか。自然保護林、木材産業等の利用別の図面があれば公開して欲しい。                         | 森林の現況等については、県の公式ホームページに統計情報として掲載しているほか、森林の所在する市町村森林整備計画において、森林の情報をご覧いただくことができます。<br>県公式HPトップページ → 組織で探す → 林務部 → 森林政策課 → 統計情報   |

| 御意見・御提案等   | 県の考え方  |
|--|--|
| <p>県内のアカマツがこのままでは全滅してしまうのではないかと危惧している。早急に対策を講じるべきである。</p>  | <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p>   |
| <p>松枯れの最も大きな原因は林の手入れを怠ったからではないのか。松枯れの原因は本当に線虫によるものか。県独自のデータを公開すべき。林内のカミキリムシの個体数、腰下松の樹内の線虫個体数や材断面の資料は県にあるのか。松枯れの原因が他にあるなら、県は責任を取れるのか。松は陽樹であり、遷移が進めばいつかは陰樹に代わる。マツを守ろうとすれば人的に管理する必要があるが、森林の管理を個人に委ねるのは不可能ではないか。今後の環境整備の指導と実践をできるのか。</p> | <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p> <p>松くい虫被害対策等に関する情報については、県の公式ホームページの「長野県松くい虫防除対策協議会」等の資料で長野県の防除対策やマツノザイセンチュウのメカニズム等について、また、県林業総合センターでマツ材線虫病についての研究報告等の公開を行っており、今後も県民の皆様の御理解をいただくための情報発信に努めてまいります。</p> |
| <p>松枯れ病の空中散布はやめるべき。</p>  | <p>空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な検討を行っていくことが必要と考えています。</p>   |
| <p>市街地の樹木の整備、管理も「育てる」という感覚で考えていただきたい。</p>  | <p>長野県の人口集中地域区域内の都市公園面積の割合は全国で第36位と、市街地における緑は比較的少ないことから、「全国都市緑化信州フェア」を契機に、森林を身近に感じられる緑地整備等の支援が必要と考えています。</p> <p>なお、森林税を活用した事業については、民間団体等が市街地の空き地等で行う植栽・休憩施設整備等への支援を実施したいと考えています。</p>   |